

第 8 1 回国民スポーツ大会宮崎市運営ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」(以下「国スポ」という。)において、全国から訪れる選手・監督などの来場者を市民総参加のもと、おもてなしの心でお迎えするため、「第 8 1 回国民スポーツ大会宮崎市公民連携基本計画」に基づき、国スポに携わるボランティアの募集について必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)とする。

3 活動内容

本市で開催する国スポの運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

(1) 競技会場における活動

- ア 競技会場での案内、受付、資料配布
- イ 休憩所等におけるおもてなし
- ウ 弁当・ドリンクの配布等
- エ 美化、清掃活動
- オ その他、競技会運営に関する活動

(2) 競技会場以外における活動

- ア 総合案内所運営補助
- イ 実行委員会が実施する各種イベント運営補助

4 募集期間

令和 8 年 4 月から令和 9 年 5 月までとする。ただし、応募の状況に応じて期間を延長又は短縮することがある。

5 募集人数

必要な人数を算出後、決定する。

6 応募要件

平成 24 年 4 月 1 日以前に生まれた方(令和 9 年 4 月 1 日時点で満 15 歳以上)で、活動日での参加が可能な方のうち、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、

応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、市実行委員会が必要と認めた個人及び団体

7 応募方法

市実行委員会のホームページの応募フォーム等から申込みものとする。

8 登録・変更・取消

- (1) 市実行委員会は、応募要件を満たした応募者を運営ボランティアとして登録する。
- (2) 市実行委員会は、本人又は当該団体の代表者から届出があった場合に、登録内容を変更することができる。
- (3) 市実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から申し出があった場合
 - イ 国スポのイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 国スポ運営に支障があると判断した場合

9 活動期間

ボランティア登録後から本市で開催される国スポ終了までとする。ただし、登録時点において中学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は16歳になる年度の4月1日からとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、市実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

市実行委員会は登録者に対し、国スポに関する認識を深め、円滑な国スポ運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

13 服飾及び食事

ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び

弁当等を必要に応じて市実行委員会が支給する。

14 保険

ボランティア活動及び研修等に当たっては、必要に応じて市実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。ただし、それ以外の活動における事故等について、市実行委員会は責任を負わないものとする。

15 個人情報の取扱い

(1) 応募者の個人情報については、宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月19日令条例第28号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に宮崎県が設置した日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

(2) 研修会や活動の際に撮影した登録者の写真・動画については、国スポの広報及び記録をする目的の限りにおいて、市実行委員会のホームページその他広報媒体に掲載できるものとする。

16 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、ボランティア募集について必要な事項は別に定める。